

事業所紹介

社会福祉法人水交会では、施設入所支援事業所を中心に5つの事業所で事業を運営しております。心の行き届いたサービスを心掛けるとともに、一人でも多くの方の社会参加を目指して努力してまいります。



後三年鴻声の里

施設入所支援事業（定員 52 名）・生活介護事業（定員 60 名）
短期入所支援（定員 4 名）・日中一時支援事業
〔所在地〕〒019-1234 仙北郡美郷町飯詰字東西法寺 258 番地
〔電話番号〕0187-83-2035



かわ舟の里角間川

施設入所支援事業（定員 58 名）・生活介護事業（定員 58 名）
短期入所支援（定員 4 名）・日中一時支援事業
〔所在地〕〒014-1413 大仙市角間川町字町頭 98 番地
〔電話番号〕0187-65-3676



ふれあいの郷まつくら

就労継続支援 B 型事業（定員 39 名）
自立訓練事業（定員 6 名）
〔所在地〕〒014-0102 大仙市四ツ屋字小又 35 番地 1
〔電話番号〕0187-66-1413



ふれあいの郷しみず

生活介護事業（定員 30 名）
日中一時支援事業
〔所在地〕〒014-0204 大仙市清水字館越 79 番地 2
〔電話番号〕0187-56-2833



地域サポートセンター川音

放課後等デイサービス（定員 10 名）・相談支援事業・療育支援事業
共同生活援助事業（かわみなと寮 11 名、南風寮 4 名）
短期入所事業（定員 1 名）・基幹相談支援センター
〔所在地〕〒014-1413 大仙市角間川町字八幡前 286 番地 2
〔電話番号〕0187-65-2003



社会福祉法人
水交会

あなたの豊かなみらいの創造を
お手伝いします



ホームページ

<https://suikokai.or.jp>



Facebook

@suikokai

法人概要

■ 所在地	〒014-1413 秋田大仙市角間川町字町頭9番地
■ 代表者名	理事長 樫尾 正義
■ 設立年月日	平成20年3月21日



当法人がある大仙市・仙北市・美郷町は、豊かな川の流れにより潤う地域にあります。南から横手川、東から丸子川、北からは玉川が大仙市で雄物川と合流します。平成20年4月に水の交わる地域にあるという意味で「水交会」と名付けられ事業を開始しました。その後、事業譲受や新たな事業所の開設等でさらに事業を展開し、現在5つの事業所からなる法人です。

「利用される方々の望む生活を念頭に置き、地域社会において自立した生活を営むことができるよう必要な支援をする。」「障がいを持つ方の豊かな未来の創造をお手伝いできる最良の支援に努める。」という運営方針のもと、障がいを持つ子どもさんから大人の方、高齢の方まで、入所・通所・在宅の方も全ての利用者さまの幸せを最優先にしながら、地域に根付き地域に寄り添った福祉サービスの提供と、ソーシャル・インクルージョンの理念に基づいた事業展開をして、地域福祉の向上の一翼を担うことを目指して参ります。

理事長 樫尾 正義

法人沿革

- 平成20年3月21日 社会福祉法人水交会認可
- 平成20年4月1日 大曲仙北広域市町村圏組合より「後三年更生園」を事業譲受。名称を「後三年鴻声の里」に変更し、事業開始(入所更生60名、短期入所4名)
- 平成22年4月1日 後三年鴻声の里相談支援事業開始
- 平成22年4月1日 ケアホーム「南風寮・つくし寮」事業開始(共同生活介護8名)
- 平成22年11月30日 後三年鴻声の里移転改築工事完成
- 平成23年4月1日 大仙市社会福祉協議会より「まつくら」及び「まつくら分場しみず」を事業譲受(生活介護24名、生活訓練6名、就労継続支援B型30名)
- 平成24年4月1日 「まつくら分場しみず」が「しみず」として事業開始(生活介護30名)事業再編に伴い「まつくら」定員変更(就労継続支援B型30名、生活訓練6名)
- 平成24年4月1日 後三年鴻声の里特定相談支援・障害児相談支援事業開始
- 平成25年4月1日 大曲仙北広域市町村圏組合より「角間川更生園」を事業譲受し、名称を「かわ舟の里角間川」に変更。(施設入所支援60名、生活介護60名)同組合よりグループホーム「かわみなと寮」(共同生活援助8名)及び「相談支援事業所かまがわ」(特定相談支援)を事業譲受。
- 平成26年4月1日 相談支援、GH、療育支援、放課後生活支援等の事業を集約するため、「地域サポートセンター川音」を設置。
- 平成27年10月1日 地域サポートセンター川音にて放課後等デイサービスかのみん事業開始(放課後等デイサービス10名)
- 平成31年2月28日 かわ舟の里角間川新施設建築工事完成。
- 令和元年9月4日 グループホームかわみなと寮新築工事完成。(GH10名、短期入所1名)
- 令和3年6月1日 放課後等デイサービスかのみんが児童発達支援と保育所等訪問事業を加え、多機能型事業所「こどもかがやきセンターかのみん」として運営開始(放課後等デイサービス10名、児童発達支援10名)
- 令和6年4月 「まつくら」、「しみず」の名称を「ふれあいの郷まつくら」、「ふれあいの郷しみず」に変更
- 令和6年4月 ふれあいの郷まつくら定員変更(就労継続支援B型30名→39名)

事業内容

生活介護事業

日常生活への介助が必要な利用者に、入浴・排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会を提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援を行います。このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

施設入所支援事業

施設入所を必要とする利用者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護により安心した生活ができるよう支援します。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障害のある方の日常生活を一体的に支援します。

短期入所事業

日常的に介護している家族のご都合などにより、短期間の入所サービスが必要な方への支援を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。

日中一時支援事業

家族のご都合などにより日中のみ一時的にサービスが必要な方への支援を行います。

就労継続支援B型事業

通常の事業所と雇用契約を結んで働くことが困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な支援を行います。作業の対価である工賃をもらいながら、自分のペースで働くことができます。

自立訓練事業

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活がおくれるよう、生活能力の維持・向上に必要な支援や訓練を行います。

放課後等デイサービス事業

障がいを抱えていたり発達に特性が認められたりする子供たちが、放課後や長期休暇などに居場所を提供し、学習や生活のサポート、余暇支援などを行います。また、地域社会との交流を促進する機会も提供しています。

児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業

就学前の障害のあるお子さんが日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育園や幼稚園のように遊びや学びの場を提供したりといった支援をします。また、保育所等の通い先の施設を訪問し、お子さんや保育所等のスタッフに対し、専門的な支援や支援方法などの指導を行います。

共同生活援助事業(グループホーム)

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

相談支援事業

障害のある方の個々のニーズや課題や目標に合わせて、一人ひとりに適した障害福祉サービス等の利用について、様々な情報提供や、そのサービスを利用するための計画の作成などを行います。

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、事業者間の連絡調整や関係機関の連携支援など総合的な相談業務を行います。